

Ⅲ

教育職員免許状 取得のための 履修案内

| | |
|-----------------------|----|
| 1 教科に関する科目 | 40 |
| 2 教職に関する科目 | 40 |
| 3 教科又は教職に関する科目 | 41 |
| 4 免許法施行規則第66条の6に定める科目 | 41 |
| <hr/> | |
| ■ 文学部 | 42 |
| ■ 農学部 | 47 |
| ■ 工学部 | 54 |
| ■ 教育学部 | 63 |
| ■ 芸術学部 | 76 |

1 教科に関する科目

■履修上の留意事項

免許の種類ごとに定められている規則に従い、必要な単位数を修得すること。

* 余剰単位は「教科又は教職に関する科目」に充てることができます。

2 教職に関する科目

■履修上の留意事項

免許の種類ごとに定められている規則に従い、必要な単位数を修得すること。

* 余剰単位は「教科又は教職に関する科目」に充てることができます。

* 各教科の指導法は取得しようとする免許の教科以外、「教職に関する科目」の余剰単位として、「教科又は教職に関する科目」に充てることはできません。

* 「教育実習」5単位数を修得した場合、他の免許種で「教育実習」3単位数で要件を満たすときには流用できます。ただし、2単位数を「教職に関する科目」の余剰単位として、「教科又は教職に関する科目」に充てることはできません。